

議案書質問と回答

41期運営委員会 2020.6.24.

準会員制度への質問がありましたので、ここに運営委員会としての回答を掲載いたします。

はじめに、準会員制度は「例会参加など会活動に積極的に参加できなくなった山友を対象にした制度」です。現役で山行を継続される方はご遠慮ください。

（質問）準会員制度ですが、保険の加入等の条件をつけたうえで一般例会への参加も可能にできないでしょうか？

（回答）山行が困難になったメンバーを対象にした制度です。この場合は、準会員を選択せずに労山会員を継続してください。

（質問）資格について質問です

「1. 会員に準じ緊急時救助活動を行います」は、どんな内容を想定していますか。実際の搜索活動を行うのでしょうか。

「3. 納山祭・・・は気兼ねなく参加できます。」参加できない山行はどんな山行ですか。例えば蓬山峡に参加できるのでしょうか？

（回答1）”お試しハイク、思い付き登山”時に留守宅からの要請に応じ、搜索本部を事務所に設置し救命救助活動を行います。

（回答3）お試しハイク（ビジター可）以外の一般例会は参加できません。自主、個人、思い付き山行は制限していません。

（質問）第5号議案「準会員制度の新設」には賛成ですが、質問があります。「納山会・クリーンハイク・お試しハイクは参加できます」とあり、会員のみで例会には参加できないと推測できますが、それではビジターと変わらないので、年間1,000円の会費の意味が分かりません。ビジター参加に回数制限がある等なら分かるのですが、その記載は議案書には見当たりません。それと、かつて会で活躍されたが、現在既に退会されている元会員は、今からでも準会員になれるのでしょうか？よろしくお願いします。

（回答1）HP資料室の閲覧を通じ、「すずの子」の購読ができます。また、同好会活動に参加できます。

（回答2）ビジターハイクは名称を「お試しハイク」と代え、入会を前提とした例会に位置づけています。自ずと参加制限されます。例会参加は制限されますが、自主、個人、思い付き山行は制限していません。

（回答3）元会員の準会員登録は大歓迎です。

（質問）「準会員登録しても、メリットない。保険なし、参加費500/参加ごと 年会費1000とる。個人山行が増えるだけ・・・」

（回答）個人山行に行かれる方は準会員制度ではなく、労山会員を継続する方が”メリット”があります。本制度は「会員とともに会活動を支えることを目的」として、永年の経験からくる助言や提言を歓迎するものです。諸先輩への敬意とともに、会員との信頼関係の上に維持される制度だと考えています。

準会員制度への質問、並びに元会員富岡さんからの提言を受けて、運営委員会として41期は以下の修正案を検討しました。41期はこれで運用し、再度、来期総会に諮るようにしたいと考えています。

「OB・OGの会」制度

神戸中央山の会の会員として活動してきた人たちが、高齢、病気、その他の理由で、例会参加など会活動に積極的に参加できなくなった方が参加することができます。

(名称)

「準会員制度」を改め名称を「OB・OGの会」と称します。

(位置付け)

入会を前提としたお試し（ビジター）とは異なり、会から離脱した後も会員とともに会活動を支えることを目的とします。

(特典など)

- 1、緊急時には会に対して救助要請をすることができます。
- 2、HP資料室閲覧は引き続き可能です。
- 3、会の機関紙は実費を負担することで配布を受けることができます。
- 4、納山祭、クリーンハイク、お試しハイク、サークル活動などには参加することができます。
- 5、お試しハイク参加時は参加費が必要となります。
- 6、会活動への提言は歓迎します。
- 7、労山他会への加入の制限はありません。

(会費)

- 1、会費は年額1000円とし、6月に全納していただきます。
- 2、会計は特別会計とします。

(疑義)

本規定について疑義が生じた場合は運営委員会が取り扱いを決めます。

(改廃)

本規定の改廃は総会の議決を要します。

付則

この規定は、2020年6月21日に準会員制度としてスタートし、運用にあたり運営委員会で修正を行っています。